

幼保連携型認定こども園 アマーレ・サンこども園 <重要事項説明書>

<令和8年度入園版（4.8一部改訂）>

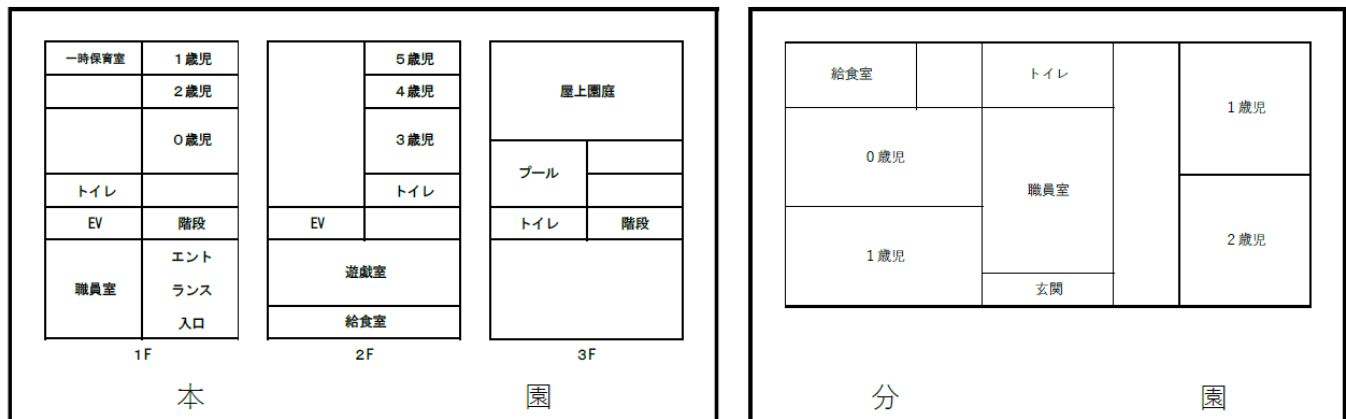
1 運営主体

運営者の名称	社会福祉法人 サン福祉会		
代表者氏名	理事長 山田 慎治（やまだ しんじ）		
所在地	〒665-0884 兵庫県宝塚市山本西1-4-1		
電話番号	0797-82-1280		
FAX	0797-88-6700		
姉妹園	サンこども園	姫路市	昭和 51年 4月 開園
	わかばのもり保育園	宝塚市	平成 12年 12月 開園
	きたおおぎこども園	神戸市	平成 21年 4月 民間移管
	イタミ・サン保育園	伊丹市	平成 28年 4月 開園
	さんだのもり保育園	三田市	平成 28年 11月 開園
	クレア・サン保育園	宝塚市	令和 2年 2月 開園
	アマーレ・サンこども園	尼崎市	令和 3年 4月 開園 （令和7年4月より認定こども園に移管）
	大東保育所	芦屋市	令和 4年 4月 民間移管
	エミリア・サンこども園	姫路市	令和 5年 4月 開園
	サイド・サン保育園	横浜市	令和 6年 4月 開園

2 アマーレ・サンこども園の概要

名称	幼保連携型認定こども園 アマーレ・サンこども園		
所在地	（本園）〒661-0012 尼崎市南塚口町5丁目16番1号 （分園）〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目6番10号ノルフィカ塚口1階		
電話番号	06-6426-5211（本園） 06-6422-5277（分園）		
FAX	06-6426-5212（本園） 06-6422-5270（分園）		
開設年月日	令和3年4月（保育園本園） 令和4年4月（保育園分園） 令和7年4月（幼保連携型認定こども園へ移管）		
		本園	分園
利用定員	1号認定子ども（教育標準時間認定）	9人	0人
	2号認定子ども （3・4・5歳児クラス）保育認定	57人	0人
	3号認定子ども （0・1・2歳児クラス）保育認定	33人	28人
	合計	99人	28人

園舎見取図



職員体制

本園：園長（分園と兼任）・主幹保育教諭・保育教諭・栄養士・調理師・事務員・用務員・調理補助員

分園：園長（本園と兼任）・保育教諭・栄養士・用務員

3 施設の概要

敷地・面積	本園 1137.11m ²	分園 204.18m ²
建物	鉄筋コンクリート造2階建て	RC造4階建て（園は1F）
主に使用する施設の内容	・乳児室・ほふく室 ・保育室（4室） ・遊戯室 ・一時保育室 ・その他（職員室等・厨房・トイレ 等）	・乳児室・ほふく室 ・保育室（3室） ・その他（職員室等・厨房・トイレ 等）
設備の種類	未満児保育室床暖房	

4 職員体制（令和 8年 4月 1日予定）

職名	人数	職名	人数
園長	1人	内科医	1人
主幹保育教諭	1人	耳鼻科医	1人
専任保育教諭	20人	歯科医	1人
栄養士・調理師	3人	学校薬剤師	1人
その他（事務員・用務員 等）	9人		

5 理念・方針・目標

＜基本理念＞ 「未来を担う子ども達の為に、今の我々ができる最善をつくす。」

社会福祉法人サン福祉会の運営する当こども園では、認定こども園法（略称）に基づき就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する支援を総合的に提供する。保育にあたっては保育を必要とする子どもの人権や主体性を尊重し児童の最善の幸福のため保護者や地域社会と力を合わせ児童の福祉を積極的に増進する。教育に関しては義務教育及びその後の教育の基礎を培い、小学校への円滑な接続に努める。尚、児童の福祉を積極的に進めるために職員は、園児と信頼関係が十分に築かれるよう豊かな愛情をもって接し、児童の人格形成の基礎を培うために知識の修得と技術の向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発する。

<基本方針>

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に依拠し、幼児教育を通して「資質・能力」の要素を育てほしい「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力・人間性」の3つの柱を捉え、園生活のさまざまな場面や活動を通し、一体的に育み小学校へとつなげていく。職員の基本的姿勢においては、子どもや家庭に対してわけへだてなく教育・保育をおこない人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とする。また、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、説明を行うなど、よりよい保育のために努力研鑽することを基本とする。

1. 子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の支援をおこなう。
2. 子どもが健康安全で情緒の安定した生活や遊びができる多様な環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより健全な心身の発達を図ると共に豊かな知育・感性を培う。
3. 心身ともに健康な「豊かな人間性・自主性・自立心・協調性」「自ら考え行動する力（知識を活かす知恵）」「人に感謝し助け合う心」をもった子どもを育む。
4. 乳幼児などの保育に関する要望や意見・相談に際しては、解りやすい用語で説明をして公的施設としての社会的責任を果たす。

アマーレ・サンこども園の教育・保育目標

目 標	子ども像
1. のびのび元気に遊ぶ	1. 明るく、やさしく、素直な子ども
2. 元気・勇気・根気のある子ども	2. たくましい身体
3. 自尊心・協調性のある子ども	3. みんなとなかよく遊べる子ども
	4. 自分で考えて行動できる子ども

<教育・保育内容>

1. 園生活の中で、健康的で安全な生活を送る。
2. 自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かし、見通しをもって行動する。
3. 身近な環境に主体的に関わり、さまざまな活動を楽しむ。
4. 自信をもって行動し、諦めずにやり遂げる達成感を味わう。
5. 友達と関わる中で、互いの思いや考えを共有し、共通の目的実現に向けて、考え、工夫し、協力してやり遂げる。
6. 友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ることができる。
7. 友達の気持ちに共感し、相手の立場に立って行動できるようになる。また、きまりを守る必要性がわかる。
8. 家族や地域の身近な人と触れ合う中で、人とのさまざまな関わりに気付く。また、公共の施設の利用の仕方を知るなど社会とのつながりを意識する。
9. 自然の変化や身近な事象に関心を持ち、好奇心や探究心を高める。また、身近な動植物に接する中で生命の不思議さや尊さに気付き、大切にしたい気持ちをもって関わる。
10. 遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などにふれる体験を重ねたり、役割に気付いたりし、自らこれらを活用するなど興味や関心を持つ。
11. 絵本や物語などに親しみながら言葉や表現する力を身に付け、経験したことや考えたことを伝えたり、相手の話を聞いたりしながら言葉によるやりとりを楽しむ。

<年齢・クラス名・カラー>

認定	年齢	クラス名	カラー
3号認定	0歳児	たんぽぽ組	黄色
	1歳児	もも組	ピンク
	2歳児	ばら組	オレンジ

認定	年齢	クラス名	カラー
2号認定 及び 1号認定	3歳児	ちゅうりっぷ組	赤
	4歳児	ふじ組	むらさき
	5歳児	ゆり組	青

※ 分園は2歳児までお預かりします。3歳児クラスへ進級の際は、ご希望される方は全員本園へ進級していただきます。

6 利用定員ごとの教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

【1号認定（教育標準時間認定）】

※ 基本的に1号認定は面接及び選考をおこなった上で入園を決定させていただきます。先着順にて受付を行うため、募集期間中に申し込みを打ち切る場合があります。

※ 新2号認定の認定を受けられた方も提供する曜日及び休園日は原則1号認定児と同様になります。

【1号認定（保育認定）】

提供する曜日	月曜日 から 金曜日
教育標準時間	9：30 ～ 14：30
預かり保育	月曜日から金曜日の 8：30～9：30 及び 14：30～16：30 （ 別途追加料金あり ）
休園日	土曜日（ 園行事は除く ） ・ 日曜日 ・ 祝日
	夏休み 8月10日～8月14日
	冬休み 12月25日～1月 5日
	春休み 3月29日～3月31日

【2号認定・3号認定（保育認定）】

提供する曜日	月曜日 から 土曜日
保育時間	【 保育短時間認定を受けた方 】 8：30 ～ 16：30 （ 最大8時間 ）
	【 保育標準時間認定を受けた方 】 7：00 ～ 18：00 （ 最大11時間 ）
延長保育	【保育短時間認定を受けた方】 7：00～8：30 及び 16：30～18：00 又は 19：00 まで 【保育標準時間認定を受けた方】 18：00～19：00 まで
休園日	年末年始（ 12月29日 ～ 1月3日 ） 及び 日曜 ・ 祝日

<教育・保育時間について>

一日のスケジュール

開園時間 7:00～19:00

保育標準時間 7:00～18:00

保育短時間 8:30～16:30

教育標準時間 9:30～14:30

(2号3号) 延長保育 18:00～19:00

認定	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
(新2号認定)	1号		預かり保育 登園	自由遊び 朝の集い	設定保育	昼食	午睡		降園 預かり保育				
(3・4・5歳児)	2号	開園 順次登園	自由遊び	朝の集い	設定保育	昼食	午睡		おやつ 帰りの会	自由遊び	順次降園		延長保育 閉園
(0・1・2歳児)	3号	開園 順次登園	自由遊び 検温	おやつ 朝の集い	設定保育	昼食	午睡		おやつ 帰りの会	自由遊び	順次降園		延長保育 閉園

- ・朝9:00まで(1号認定児は9:30)に登園し、コドモンへの入力を完了してください。
- ・(土曜保育について) 1号認定児は休園日です。2・3号認定児は、お仕事がお休みの場合は家庭保育にご協力下さい。利用される場合は利用週の木曜日中に『土曜保育就労証明書』を保護者2名分ご提出ください。
- ・(2・3号認定児 お仕事がお休みの日について) 家庭保育にご協力ください。ただし、通院やリフレッシュ等の理由で教育・保育を希望される場合、月～金 9:00～16:00 土 9:00～12:30 でお預かりしますので、必ず事前にご相談下さい。
- ・たんぽぽ組～ふじ組はお昼寝をします。 ※ ゆり組はクラスの状況を見て年度途中でお昼寝を終了します。

7 年間行事予定 (◎保護者参加 △保護者観覧可) ※ 予定は変更になる場合があります

	行 事 内 容
4月	◎保護者説明会・◎クラス懇談会・春の遠足
5月	◎保育参観・春の遠足
6月	◎保育参観・◎個人懇談・春の遠足・歯科検診・プール開き
7月	◎個人懇談・七夕会・お泊り保育(5歳)
8月	
9月	◎運動会
10月	ハロウィン
11月	△音楽会(3歳～)・△生活発表会(分園)
12月	クリスマス会・冬の健康診断
1月	お正月遊び・雪山遊び(5歳)
2月	豆まき・△生活発表会(本園) ◎保育参観(分園)
3月	園外保育(3歳～)・△卒園式(卒園児のみ)・新年度準備

※ 上記の他 姉妹園交流会・地域保小交流・お誕生日会(毎月)・避難訓練(毎月)などがあります。

※ 運動会は外部施設で実施します。施設申し込み抽選結果によって、平日開催となる場合があります。

【本園】ECC英語教室

3～5 歳児 : 希望者 4月より開始 (年間40回程度 1回1時間)

※ ECC英語教室を希望される1号認定の方は、預かり保育料が発生する場合があります。

8 給食について

給食の方針	乳幼児に必要な摂取量が充足できるよう、毎日の献立を作成し、全ての活動の源となる安全でおいしい給食を提供しております。 また、食育についての計画を策定し、自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理し食事を整えてくれた人への感謝の気持ち、命を大切にすることの気持ちなどを育みます。
朝のおやつ (未満児のみ)	8:50～9:00に提供します。 たんぼぼ・もも→市販菓子+牛乳 ばら→牛乳のみ (12月末に提供を終了) ※ 9:00を過ぎて登園された場合の提供はありません。
昼食・おやつ	保護者の方へは、毎月25日頃に翌月の献立表をお配りします。 おやつは、手作りおやつを提供しています。(2・3号認定児のみ)
アレルギー等への対応	食物アレルギーがある子どもさんには基本的に医師の指示に基づき除去食を提供します。 ※ マヨネーズ・その他アレルゲン使用する食品は、できる限りアレルゲンを使用しない食材を全員共通で使用するようにしています。どうしても使用せざるを得ない食品も使用しますので、その場合は検査や掲示・伝達により誤配膳を防止する対応をしております。(例:牛乳・パン 等)
衛生管理	学校薬剤師による定期検査等をおこない衛生管理をしています。 調理員及び調乳担当職員・園長・主幹は毎月検便をおこなっています。
離乳食	離乳食段階食材表にご記入いただき、表に基づいた内容で提供いたします。
クッキング	クッキング保育を取り入れ、作る楽しさ、食べる喜びを育んでいます。

※ 感染症の流行による影響で給食の提供が困難となった場合等、ご家庭よりお弁当を持参していただくことがあります。

9 園との連絡ツール コドモン (アプリ) について

当園は、「コドモン」というアプリを導入しています。保護者の方と園とのコミュニケーションツールとして、主に以下のような利用をしていきます。ダウンロードや設定の方法は別紙にて説明を致します。アプリは無料で取得できます。

- 【用途】
- ・毎朝当園前に出欠確認やお子様の様子、お迎えの予定などをお伝えいただきます。
 - ・毎日保育教諭よりお子様の様子をお伝えします。
 - ・園からのお知らせや緊急連絡を配信することがあります。
 - ・毎月月初に「園だより」「給食だより」「クラスだより」が「資料室」にアップされます。
 - ・「出席停止解除証明証」や「薬預かり証」などの必要書類のデータ、「重要事項説明書」が「資料室」に格納されています。必要に応じて出力してご使用下さい。
 - ・利用者アンケートなどが配信されることがあります。
- ※ お迎え時間またはお迎えの方が変更になる場合は必ず園にお電話でご連絡ください。

(本園) 06-6426-5211

(分園) 06-6422-5277

10 持ち物・服装・留意いただくことについて

1. 登園は私服をお願いします。園では体を動かしたり、お友だちと触れ合ったり、活発な活動が想定されますので、動きやすい服装でお越しください。以下のような服装は怪我の危険や活動に支障が出ることが考えられるため、お控えください。

- ① フード付きの上着（コート類を除く）
- ② つなぎタイプの服
- ③ スカートとズボンが一体になった服
- ④ キュロットや裾が広がったタイプのズボン
- ⑤ レースや飾りなど、装飾の多い服
- ⑥ チュニック・チュールが施された服
- ⑦ キャラクターなどのなりきり服
- ⑧ その他健康維持及びお子様の活動やお友だちとの生活において支障が出ると考えられる服装

2. アクセサリーは園内に身に付けたり持ってきたりしないでください。（カチューシャ・ヘアピン・ミサंगाなど含む）
3. おやつやおもちゃは館内に持ち込まないでください。かばんの中にも入れないでください。
4. トラブル防止のため、かばんには玩具性の高いものや、硬さ・鋭利さのあるキーホルダー等は付けないでください。
5. 化粧（色付きリップ等を含む）や装飾品（フェイスシール・タトゥーシール・ネイルチップ・エクステ等）のほか、これらに類するものの着用もお控えください。

※ 1～5の内容について、保育教諭が注意事項に沿っていないと判断した場合は、安全確保のため、対象物を外す、または着替えを行うことがあります。ご理解のほどお願いいたします。

6. ものを食べたり飲んだりしたまま館内には入れません。食品類の持ち込みも控えて下さい。
7. 1日の活動に大きく影響しますので、朝食は必ず家で食べてくるようにしてください。
8. 爪はこまめに切って、清潔な状態にしておいてください。＊毎週月曜日に爪チェックをしています。
9. 持ち物、衣服には紛失や入れ違い防止のため、全て名前を記入してください。

（下着、靴、靴下、かばん、オムツ等の細かいものにも記名をお願いします。）

10. お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に不調または高熱が疑われる場合は職員が検温をいたします。
11. 水筒の中身は飲料水かお茶を入れてください。（スポーツ飲料やジュースは入れないでください）
12. 薬については薬預かり票を添え、必ず職員に手渡ししていただきますようお願いいたします。

上記内容につきましては、①子どもたちにとって快適な保育・教育空間の維持 ②事故や怪我の防止 ③トラブルの防止 という意図があり皆様をお願いしております。ご理解ご協力をお願い致します。

11 制服について（3歳以上）

園では集団生活を営むという教育的観点から、3歳以上のお子様には制服を着用して頂きます。ただし、着用日は原則週1日（毎週木曜）となっています。それ以外の日私服での登園をお願いします。

※ 行事日には制服登園日以外であっても制服の着用をお願いすることがあります。

※ 制服につきましては、制服申込み書、又は費用一覧表でご確認ください。

12 保護者会活動について

保護者会はありません。説明会や、その他保護者の皆様にお集まりいただく機会がありましたら、その都度お知らせいたします。

1 3 登降園・送迎について

(駐車場・駐輪場での注意点)

1. 分園には自家用車を駐車するスペースはありませんので、お車での送迎はお控えください。
本園には園舎西側に送迎用駐車場・北側に送迎用駐輪場があります。
2. 必ず園専用駐車場をお使いいただき、路上での駐停車はしないでください。
3. 子どもたちが往来します。ドアの開閉にも十分ご注意ください、事故やトラブルにお気を付けください。
4. 送迎以外の目的で駐車場・駐輪場は使用できません。
5. 園内で行う行事日には駐車場の一部を駐輪場として開放しますので、車を停めて頂くことはできません。
6. 園周辺及び、住宅地を車で走行される場合は必ず徐行運転をお願いいたします。
7. 駐車場・駐輪場内での事故やトラブルにつきましては園は責任を負いかねます。
8. 万一に備え保育・教育中における不慮の事故等に対する賠償責任保険に加入しておりますが、登降園途中に駐車している車に損傷を与えるなど、故意と判断される損害などの場合、保護者の方の責任となります。
ご家庭でも登降園時の交通ルールなどについて十分にご指導ください。

1 4 緊急時の連絡について

1. 体調不良時や緊急時は記載の連絡先に連絡させていただきます。緊急連絡先は確実に連絡がつく連絡先のご記入をお願いいたします。その際、伝え方で気をつける点があれば事前にお知らせください。
(部署・内線・時間帯・旧姓使用 など)
2. 緊急連絡先に変更があった場合は必ず園へお知らせください。また、出張やテレワークの実施により日によって緊急連絡先が変わる場合も、都度その日ごとにお知らせください。
3. 休園日や災害時など、園と直接連絡ができない場合の緊急連絡については、緊急用連絡先にご連絡ください。

(緊急連絡用) 070-1799-2346 (緊急時のみご利用ください)

1 5 非常災害時の対応・防犯対策について

緊急を要する連絡につきましては、コドモン（アプリ）かお電話にて連絡をいたします。

【警報発生時】 兵庫県内に警報が発令された場合

(2・3号認定児)

園は給食の提供を含み通常通りとなりますが、お仕事がお休みの場合は家庭での教育・保育をお願いいたします。

(1号認定児)

基本的に希望保育とさせていただきます。

- 1 午前7時から基準となる警報が発令されている場合は、自宅待機をお願いします。
- 2 午前7時から午前9時までの間に基準となる警報が解除された場合は、安全に留意して登園して下さい。
- 3 午前9時の時点で基準となる警報が発令されている場合は、家庭保育にご協力下さい。

(全園児共通)

- 1 保育・教育時間中、警報が発令された際や、災害発生の可能性がある場合には、状況により判断し、迎えのご連絡を入れさせていただく場合があります。

- 2 園近隣被災の状況等により独自の判断で休園とすることがあります。
- 3 警報発令時に予定していた行事・イベントについては、延期、又は中止となることがあります。
- 4 【地震発生時の対応について】（基準は尼崎市に震度5弱以上の地震が発生した場合）
 - ・園児の安全確保を最優先としますので、緊急時は園への電話はできるだけ避けてください。
 - ・園からはコドモンにて連絡をします。園からの連絡がない場合は通常通り開園しているとご判断ください。
 - ・状況によって給食が提供できなくなる場合、お弁当の持参をお願いする場合があります。
 - ・ライフラインに支障が出た場合等、例外的対応をさせていただくことがあります。
 - ・緊急時状況により、事前連絡なく緊急にお迎えに来られた方にもお子様をお預けする場合があります。あらゆる場面を想定し、緊急時の対応をご家族（緊急時にお迎えに来られる方も含め）で確認をしておいてください。
- 5 公共交通機関にて計画運休が発令され、その影響でお仕事がお休みになる場合は、家庭保育にご協力ください。

<緊急時の避難場所と消防計画>

外部避難	本園		分園	
第一避難所	名和小学校	名神町3丁目1-51	上坂部小学校	東塚口町1丁目15-36
第二避難所	尼崎市立地域総合センター上ノ島	南塚口町8丁目22-18	エーベル塚口式番館	南塚口町3丁目14-22

消防計画	本園	分園
防火管理者	届出済	届出済
避難訓練等	園長（資格：甲種防火管理者）	園長（資格：甲種防火管理者）
防災訓練	避難及び消火を想定…月1回 消防署員立会の総合訓練…年1回	避難及び消火を想定…月1回
防災設備	自動火災報知機・煙感知器・誘導灯・消火器	煙感知器・誘導灯・消火器
防犯設備	県警ホットライン・セコム・防犯カメラ	県警ホットライン

16 準備していただく物

たんぽぽ	もも	ばら	ちゅうりっぷ ふじ・ゆり
《毎日》 口拭きタオル 3枚 エプロン 3枚 コップ 1個 レジ袋 3枚 オムツ 10枚	《毎日》 口拭きタオル 3枚 エプロン 3枚 コップ 1個 レジ袋 3枚 オムツ 10枚	《毎日》 口拭きタオル 2枚 エプロン 2枚 コップ 1個 レジ袋 3枚 オムツ 必要枚数	《毎日》 コップ 1個 レジ袋 3枚 水筒（首からさげられるもの） おはし（3点セット） シール帳 ハンカチ 1枚 ※5歳児のみ10月から
《週明けの持ち物》 布団カバー等 園内帽	《週明けの持ち物》 布団カバー等 園内帽	《週明けの持ち物》 布団カバー等 園内帽	《週明けの持ち物》 パジャマ 上靴・上靴袋 布団（3・4歳児のみ） 園内帽
《園で預かる物》 布団 着替え 哺乳瓶（衛生面を考慮してガラス製のものをご用意ください。）	《園で預かる物》 布団 着替え	《園で預かる物》 布団 着替え	《園で預かる物》 布団（3・4歳児のみ） 着替え

1. 衣服に関しては汚れてよいものをご準備下さい（絵の具などの製作活動があります）
2. 園で預かる着がえ：①肌着3枚 ②上服3着 ③ズボン3着 ④靴下3足 ⑤パンツ3枚（使用者のみ）
⑥スタイ（使用者のみ） ※持ち帰ったものがあるときは、翌日必ず持ち帰った枚数分補充をお願いします。
3. 布団 レンタルの方…シーツ・毛布（冬季）・タオルケット(夏季)
レンタルではない方…敷布団（シーツセットして）・毛布（冬季）・タオルケット(夏季)
週末持ち帰りになりますが、汚れた場合は洗濯をして翌日持たせてください。
4. 週末に持ち帰るもの：①園内帽 ②シーツセット（持参の方は布団） ③上靴（3～5歳児）
④パジャマ（3～5歳児） 洗濯をして週明けにお持ちください。
5. 粉ミルクは園で用意します。原則「ほほえみ（株式会社明治）」を使用します。
6. 水筒はお子様の飲みやすい形状のもの（ストロータイプ等）をお持ちください。
7. レジ袋、オムツは園に上記の必要枚数が常備されている状態を保ってください。
8. 園では手洗い後ペーパータオルを使用しています。5歳児は10月から個人のハンカチを使用します。

17 健康診断・嘱託医について

園では嘱託医による内科健診（年2回）、歯科健診（年1回）、耳鼻科検診（年1回）、眼科検診（年1回）を毎年行います。また、毎月園で身長と体重を測定します。コドモンにてご家庭にお知らせします。

園での生活は、新しい場所や遊び、友達との関係も様々になります。大きなけがにならないように十分気を付けていますが、万が一けがをしてしまった場合は、下記のとおりとさせていただきます。また、治療費等は園加入の保険（日本スポーツ振興センター 災害共済給付）にて対応いたしますのでご了承ください。

- ① 保護者の方に状況とけがの状態を連絡し、嘱託医または園児のかかりつけの病院に行きます。
（縫合、麻酔等を行う場合は、保護者の方に再度確認を致します。）
- ② けがの状態やお子さまの年齢、症状によっては病院に同伴していただく場合もあります。

【嘱託医】

内科	ほしな小児科 小児科・アレルギー科	TEL 06-6415-9245
	〒661-0979 尼崎市上坂部1丁目1-1 ビエラ塚口3階	
歯科	塚口オオマチ歯科・矯正歯科	TEL 06-6420-7888
	〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目40-26 オオマチ歯科クリニック	
耳鼻科	頭司耳鼻咽喉科	TEL 06-6427-3310
	〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目21-26	
眼科	にしむら眼科・皮膚科クリニック	TEL 06-6435-8526
	〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目40-21	
学校薬剤師	鈴木 紗世	

18 保育料・給食費・引き落としについて

- ・1号認定児、2号認定児（3～5歳児）は、幼児教育・保育の無償化により保育料は無償となります。

※給食費（主食費・副食費）は別途ご負担いただきます。

- ・3号認定児（0～2歳児）の給食費は保育料に含まれています。

毎月の保育料：認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額です。（0～2歳児クラスのお子さん）

※ 保育料は、認定年齢・認定区分・就労状況の変更に伴い、年度途中に変更となる場合があります。

3歳以上給食費（月額）	主食費	副食費	給食費合計
2号認定児	1,500円	5,000円（おやつ代含）	6,500円
1号認定児	1,200円	4,000円	5,200円

<備考>

1. 階層或多子軽減の措置によって副食費が免除になる場合があります。
2. 欠席や休園分の給食費は、基本的に返金はいたしません。
3. 給食費を滞納された場合は、給食が提供できない場合があります。
4. 1号認定児が延長保育を利用した場合、1日につきおやつ代60円を徴収します。

※ 近年の物価の高騰により、上記に徴収金額での給食の提供が困難となった場合は、徴収金額を引き上げさせていただく場合があります。

<引き落としについて>

引き落とし口座は、コドモンにて登録頂きます。毎月の引き落とし日は、毎月20日となっています。

<預かり保育料について>

【1号認定】8：30～9：30 及び 14：30を超える場合（最終16：30まで）

単日利用：260円／30分＋おやつ代60円 月極：3,600円／月＋おやつ代60円×利用日数

※ 園行事や保育イベントによる内容で預かり保育となる場合は預かり保育料は発生しません。

但し、実費に応じておやつ代は徴収させていただきます。

※ 預かり保育の利用は、特別な理由がある場合のみとなります。希望される際は園までご相談ください。

【新2号認定】

預かり保育を利用される方で、「保育の必要性の認定」を受けられた方は、預かり保育も実質無償でご利用頂けます。無償化には別途申請が必要となりますので、尼崎市または園までご相談ください。「保育の必要性の認定」を受けられた方は、【新2号認定】と名称が変更されます。新2号の認定を受けられた場合でも保育の提供日など基本的な取り扱いは1号認定と同様となります。

<延長保育料について>

【2号認定・3号認定】

保育短時間 7:00～ 8:30 及び16:30～18:00

保育標準時間 18:00～19:00

単日利用:250円/30分 月極:3,500円/月

※ 延長保育の利用は相談のもとに決めます。必ずしも全員が利用できるものではありません。

<一時預かり料> 受け入れ体制の状況により、ご利用いただけない場合があります。

(受け入れ可能日) 月曜日～金曜日 ※ 時間は応相談

(年齢) 全年齢 (要相談)

(費用)

【3歳児未満】2,500円/日 4時間未満 2,000円/日

【3歳児以上】2,000円/日 4時間未満 1,800円/日

※ 上記の金額には、給食費・おやつ代を含む。

19 お子様の発熱

(登園前) お仕事をされている保護者の皆さまの中には、お子さまの体調が優れない場合でも、やむを得ず登園を希望されることもあるかと思います。しかし、無理をすることで症状が悪化したり、軽微な症状が感染症の初期である可能性もあります。お子様の体調が優れない場合は、できる限り無理をせず、ご家庭での保育ができるようご対応をお願いいたします。その際は、担任までコドモンにてお子さまの詳しい症状をお知らせください。

(登園後) 発熱や体調不良が見られた場合は、緊急連絡先へご連絡し、お子さまの様子をお伝えします。

(37度5分をある程度の目安としていますが、お子さまの状態により判断いたします。)

状況に応じてお迎えをお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

20 感染症と出席停止

園生活は乳幼児の集団生活の場であるため、感染症への配慮が特に重要となります。以下の感染症に罹患した場合は、他の園児への感染拡大を防ぐため、出席停止となります。担当医師より「登園可能」の判断を受けるまでは、登園をお控えください。(学校保健安全法施行規則第19条および第20条に基づく)

病名と出席停止期間・登園許可のめやす (2024.4 現在)

【様式1「出席停止解除証明書」が必要】

種別	病名		停止期間・許可目安
第一種	エボラ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ラッサ熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、マールブルグ病、急性灰白髄炎 (ポリオ)、鳥インフルエンザ (H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症		第1種の感染症に罹った者については治癒するまで。
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) 及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼稚園児については3日) を経過するまで。	
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで (無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過するまで)。	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	

	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が、痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで。

【様式2「登園届」が必要】その他の伝染病① 条件によっては出席停止が必要と考えられる伝染病

病名	停止期間・許可目安
ヘルパンギーナ	熱が下がり、食事も充分にできて元気な時。
溶連菌感染症	熱が下がり、有効な抗生物質を1～2日間内服してから。
手足口病	合併症（関節炎・貧血・脳症等）がなく元気な時。 発疹が残っているためだけの理由で登園が禁止されることはない。
伝染性紅斑（りんご病）	発熱、食欲不振、頭痛、吐き気等がない時。 発疹が残っているためだけの理由で登園が禁止されることはない。
マイコプラズマ感染症	症状が改善し全身状態がよくなったら。
流行性嘔吐下痢症	嘔吐、下痢などの症状が治り全身状態がよくなったら。
ウイルス性肝炎	A型肝炎；肝機能が正常になったら B、C型肝炎は感染予防の目的で登園が禁止されることはない。

その他の伝染病② 通常は出席停止の必要がないと考えられる伝染病

病名	停止期間・許可目安
アタマジラミ	治療は必要だが、他の疾患を媒介する心配などはないので通常は出席停止の必要はない。
伝染性軟属腫（みずいぼ）	時間はかかるが自然になおる病気 プール等での配慮は必要だが通常は出席停止の必要はない。
伝染性膿痂疹（とびひ）	集団の場合は、病気の部分をガーゼなどで覆う。 プール、水遊びは治るまで控える必要があるが通常は出席停止の必要はない。

第1種伝染病については、本人以外の同意家族内に発病者がある時も、しばらく出席停止になります。第2種は、原則治癒するまで出席停止です。ただし、医師が感染の恐れがないと認めた場合は出席可能です。

2.1 薬について

お子さまが病気等により医師から処方された薬は、本来、保護者の責任のもとで管理し、服用させるものです。薬は原則として、患者本人または保護者以外が与えることはできないとされています。

しかし、乳幼児の場合は自分で適切に服用・管理することが難しいため、医師の指示のもと、保護者（親権者）が代わって与えることとなっています。園における投薬についても、この考え方にに基づき対応いたします。

＜お薬持参についての注意事項＞

- 原則として、園での投薬は行っておりません。ただし、やむを得ず必要な場合には、安全管理の観点から【様式3】「薬預かり書」に必要事項をご記入のうえ、薬に添えて必ず職員へ直接手渡しでお渡してください。直接の受け渡しが確認できない場合は、安全確保のため投薬は行いません。
- お預かりできる薬は、医師が処方し調剤したもの、または薬局で調剤されたものに限りです。市販薬は原則としてお預かりできません。ただし、日焼け止めや虫よけスプレーについては、お子様の状況により対応させて頂く場合がありますのでご相談ください。

- 慢性疾患（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎等）における日常的な投薬や処置については、主治医の指示書に基づき、園と保護者との連携のもと対応いたします。なお、「咳が出たら」「発作が起これたら」など、症状に応じた判断が必要な場合は、園での判断が難しいこともあるため、その都度ご連絡させていただく場合があります。
- 園で使用する薬は、1回分ずつに分けられる形状のものは当日分のみご用意ください。袋や容器には、必ずお子さまの名前と日付をご記入ください。分けることが難しい場合は事前にご相談ください。
- 受診の際には、薬の服用時間を「朝・夕」での対応が可能か、医師または薬剤師へご相談ください。園での投薬ができる限り不要となるよう、ご協力をお願いいたします。

2.2 園での怪我や事故について

園での生活は、新しい環境や遊び、友達との関わりなど、さまざまな経験の中で成り立っています。

大きな怪我や事故が起きないように、安全面には十分配慮しておりますが、万が一、お子さまが怪我をされた場合は、以下の通り対応いたします。なお、通院等にかかる費用については、スポーツ振興センターの災害共済給付制度にて対応いたします。あらかじめご了承ください。

<受診が必要と判断した場合>

保護者の方へ速やかにご連絡し、お子さまの状況と怪我の状態をお伝えしたうえで受診いたします。

診察・処置が終了次第、改めてご連絡いたします。なお、緊急性が高い場合や、保護者の方と連絡が取れない場合には、園の判断により救急搬送や受診を行うことがあります。

※ 麻酔を伴う処置が必要な場合は「個人情報および医療行為等に関する同意書」に基づき対応いたします。

※ アレルギー等により受診先の指定がある場合は、事前に担任までお知らせください。

<お友達とのトラブルによる怪我について>

- お友達同士のトラブルやけんか等により怪我が生じた場合は、双方の保護者の方へ状況をご報告することがあります。その際、個人情報保護の観点から、お相手のお子さまのお名前をお伝えしない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 安全管理には万全を期しておりますが、状況によっては職員がすべての経緯を把握できていない場合もあります。その際は、把握している範囲でのご報告となりますので、ご理解のほどお願いいたします。

2.3 苦情等の相談窓口

以下の目的の為に苦情解決制度を設けております。苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、第三者委員を交えるなど一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や法人・施設の信頼の確保を図ります。

苦情解決責任者	園長 西 泰士	06-6426-5211
苦情受付担当者	主幹 村上 敬子	06-6426-5211

第三者委員 監事	田中 正明	078-326-5734
第三者委員 監事	小林 誠和	0794-82-3163
第三者委員 弁護士	廣田 克彦	06-6135-1200

2.4 個人情報の保護について

- 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- 教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- 園児の個人情報の取り扱いにつきましては、別紙（個人情報及びその他に関する同意書）にご記入いただく内容に基づきます。

25 虐待防止のための措置

＜児童虐待防止法遵守＞

職員は、入園児の虐待が疑われる場合には、入園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

＜虐待防止のための措置＞

- 1 当園は、入園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - ① 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - ② 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
 - ③ その他、入園児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は、入園児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。
 - ① 殴る、蹴る、体罰等直接入園児の身体に外傷を与える行為。
 - ② 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - ③ 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めたりなどして叱ること。
 - ④ 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - ⑤ 食事を与えない又は無理に食べさせること。
 - ⑥ 入園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - ⑦ 乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入園児をけなす言葉を使って心理的苦痛を与えること。
 - ⑧ 当園を退園させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - ⑨ 性的な嫌がらせをすること。

26 入園に際する申請方法

【1号認定】

1. 「入園願」・「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書（1号認定希望者用）」に記入し園へ提出してください。
 2. 園より市役所へ各書類を提出後、認定証が発行されます。
 3. 認定証を保護者の方にお渡しいたします。
- ※ 2号認定から変更される場合は、その他「保育所等辞退届」と「認定証」の提出が必要です。

【2号・3号認定】

1. 「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書（2・3号認定用）兼 施設利用申込書」を市役所（こども入所支援課）へ提出してください。
- ※ 就労証明書はご両親の分が必要となります。（母子・父子家庭の場合は、どちらかの分となります。）
2. 市役所提出後、認定証が発行され、直接各ご家庭に届きます。
- ※ 入園の利用調整は市役所でおこないます。必要書類提出後は市役所からのご連絡をお待ちください。

重要事項説明書は、卒園されるまで大切に保管しておいてください。

【様式1】 出席停止解除証明書（医師記入）

アマーレ・サンこども園 園長 殿

入所児童名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

（病名） 該当疾患に☑をお願いします

発症期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

	麻しん（はしか）※
	風しん
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	結核
	咽頭結膜熱（プール熱）※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
	その他「 _____ 」

症状も回復し、支障がない状態となりました。 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____ 医師名 _____

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入可能です。

*かかりつけ医の方へ 認定こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

*保護者の皆様へ 上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され登園を再開する際には、復帰日に必ずこの意見書を園に提出して下さい。

【様式2】 登園届（保護者記入）

アマーレ・サンこども園 園長 殿

入所児童名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

（病名） 該当疾患に☑をお願いします

発症期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（りんご病）
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
	ヘルパンギーナ
	R S ウイルス感染症
	新型コロナウイルス感染症
	インフルエンザ
	带状疱疹しん
	突発性発しん
	その他「 _____ 」

（医療機関名） _____ （ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）において病状

が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園致します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

* 保護者の皆様へ

認定こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び復帰日に提出をお願いします。

【様式3】 薬預かり票

教育・保育時間中の投薬が必要で、医師から許可が出ている場合のみ、園で可能な範囲で投薬させていただきます。
 以下漏れのないよう記入いただいたき、職員へ薬とこちらの用紙を手渡しでご提出ください。

太枠内をご記入ください

確認事項		以下A・B共に『はい』に○がない場合は教育・保育中に投薬はできません。				
		A 医師から教育・保育時間中に投薬が必要と指導された		はい いいえ		
受診時に必ず医師に確認してください		B 医師が保育教諭が投薬してもよいと判断している薬である		はい いいえ		
(あて先) アマーレ・サンこども園 園長 教育・保育時間中の投薬（塗る・貼る含む）が必要であるため、投薬を園に依頼いたします。						
薬の処方日 年 月 日		クラス	園児名			
		記入者名		園児との続柄		
薬の数 全（ ） 個	①飲み薬の数（ ）	いつ（詳しく）				
		種類	水薬（ ）・粉薬（ ）・錠剤（ ）・他（ ）			
		何の薬	風邪・咳・のどの痛み・鼻水・中耳炎・その他（ ）			
	②薬の数（ ）個					
医療機関名						
医療機関 連絡先						
備考欄		薬の保管方法など				
こども園確認欄		受け取った職員	飲み薬		塗り薬	
			:	担当者	:	担当者

注1. 薬の種類及び記入内容によって、園での投薬をお断りする場合があります。予めご了承ください。

注2. 薬の容器・袋 も必ず記名してください

注3. 薬は一回分に分けてお持ちください

注4. 薬と薬預かり票は必ず登園時保育教諭に手渡ししてください。手渡しでない場合は、用紙と薬の存在がかばんの中などから確認できても投薬は致しません。

【様式4】 土曜保育 就労証明書

雇用主様へ

この証明書は、当園土曜保育利用に必要な書類となっております。

お手数をお掛けしますが、下記事項（太線内）についての証明をお願いいたします。

なお、証明内容についてご担当者様にお問い合わせさせていただく場合がありますので予めご了承ください。

土曜保育 就労証明書

アマーレ・サンこども園 園長 様

所在地

事業所名

代表者氏名

連絡先

担当

⑩

以下の者は次のとおり土曜勤務（予定）していることを証明します。

令和 年 月 日

就労者名		園児名
就労日	勤務時間	保育希望時間
/	: ~ :	: ~ :
/	: ~ :	: ~ :
/	: ~ :	: ~ :
/	: ~ :	: ~ :
/	: ~ :	: ~ :

社会福祉法人サン福祉会 アマーレ・サンこども園

〒661-0012 兵庫県尼崎市南塚口町5-16-1

電話 06-6426-5211

【様式 5-A】

幼保連携型認定こども園 アマーレ・サンこども園 入園説明に関する同意書 兼 利用契約書

特定教育・保育の提供にあたり「幼保連携型認定こども園 アマーレ・サンこども園重要事項説明書」に基づき入園の説明を受け同意いたします。

幼保連携型認定こども園アマーレ・サンこども園（以下「当該施設」という。）と支給認定子ども及びその支給認定保護者（以下「保護者等」という。）は保護者等が当該施設を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 当該施設は、保護者等に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で特定教育・保育を保護者等に提供することとする。
- 2 保護者等は当該施設の重要事項に関する内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む。）を履行することとする。
- 3 令和 年 月 日から令和 年 月 日（卒園予定日）の期間においてこの契約を有効なものとする。
- 4 当該施設は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について保護者等に説明し同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、当該施設と保護者等の双方が各自1通を保有する。

年 月 日

（当該施設）

事業者（名称） 社会福祉法人 サン福祉会
施設（名称） 幼保連携型認定こども園 アマーレ・サンこども園
施設（所在地） 兵庫県姫路市飾磨区下野田2丁目461
代表者（氏名） 理事長 山田 慎治 印

（保護者等）

支給認定保護者（氏名） _____

支給認定子ども（氏名） _____

（住所） _____

（家庭保管用）

アマーレ・サンこども園

【様式 5-B】

幼保連携型認定こども園 アマーレ・サンこども園 入園説明に関する同意書 兼 利用契約書

特定教育・保育の提供にあたり「幼保連携型認定こども園 アマーレ・サンこども園重要事項説明書」に基づき入園の説明を受け同意いたします。

幼保連携型認定こども園アマーレ・サンこども園（以下「当該施設」という。）と支給認定子ども及びその支給認定保護者（以下「保護者等」という。）は保護者等が当該施設を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 当該施設は、保護者等に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で特定教育・保育を保護者等に提供することとする。
- 2 保護者等は当該施設の重要事項に関する内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む。）を履行することとする。
- 3 令和 年 月 日から令和 年 月 日（卒園予定日）の期間においてこの契約を有効なものとする。
- 4 当該施設は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について保護者等に説明し同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、当該施設と保護者等の双方が各自1通を保有する。

年 月 日

（当該施設）

事業者（名称） 社会福祉法人 サン福祉会
施設（名称） 幼保連携型認定こども園 アマーレ・サンこども園
施設（所在地） 兵庫県姫路市飾磨区下野田2丁目461
代表者（氏名） 理事長 山田 慎治 印

（保護者等）

支給認定保護者（氏名） _____

支給認定子ども（氏名） _____

（住所） _____

（施設保管用）

アマーレ・サンこども園